

最高裁秘書第185号

令和4年1月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年12月24日付け（同月27日受付、第030820号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「福岡高等裁判所常置委員会規則の一部を改正する規則」（令和3年福岡高等裁判所規則第1号）（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

◎福岡高等裁判所規則第一号

福岡高等裁判所常置委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十四日

福岡高等裁判所

福岡高等裁判所常置委員会規則の一部を改正する規則

福岡高等裁判所常置委員会規則（平成五年福岡高等裁判所規則第一号）の一部を次のとおり改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 委員長が必要と認める場合には、常置委員会を招集して会議を開くことに代えて、委員に議事についての意見を書面により聞くことができる。

第六条中「五人」を「半数」に改め、次の二項を加える。

2 第四条第二項の規定により意見を聞く場合には、委員の半数以上に意見を聞かなければならない。

第八条中「出席委員」の下に「又は第四条第二項の規定により意見を聞いた委員」を加える。

附 則

この規則は、令和三年六月二十四日から施行する。

福岡高等裁判所長官 小野憲一